

- 10 8欄には、申請者(申請者が未成年の場合、その法定代理人)、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人)及び第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。